

監査監第1727号

令和5年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 中 島 隆 一 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 江 原 大 輔

同 渋谷 佳 孝

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 出資団体

公益社団法人さいたま観光国際協会

#### (2) 所管課

経済局 商工観光部 観光国際課

#### (3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和3年度及び他の年度）

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

キ 有価証券の保管は良好か。

#### (2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に  
比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に  
随意契約についての契約事務は適切か。
- シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- セ 公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとりた事業運  
営が行われているか。
- ソ 団体の機関は有効に機能しているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されている  
か否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調  
査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

##### (2) 監査期間

令和4年11月28日（月）から令和5年3月27日（月）まで

#### 6 出資団体の概要

##### (1) 設立目的

さいたま市及びその周辺地域における観光、コンベンション事業及び国際交流、  
国際協力事業の振興を図り、文化向上と、多文化共生の社会づくりを促進し、地  
域社会の発展とともに、国際化に資することを目的とする。

## (2) 事業内容

- ア 内外観光客及びコンベンションの誘致促進、開催支援並びに広報宣伝
- イ 観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集・提供
- ウ 観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光・物産の開発・振興
- エ 国際交流、国際協力に関する多文化共生事業
- オ 国際交流センター、観光案内所その他関連施設等の管理及び運営
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## (3) 出資状況

市の出資金は1億2,444万1千円であり、出資比率は100%である。

## 7 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

### (1) 経済局 商工観光部 観光国際課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

### (2) 公益社団法人さいたま観光国際協会

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア 文書の管理において、公益社団法人さいたま観光国際協会文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）を定めているものの、文書管理規則に基づいた管理（文書処理、保存年限の設定、廃棄等）を行っていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

イ 個人情報の管理において、個人情報取扱事務台帳を作成していなかったため、公益社団法人さいたま観光国際協会個人情報保護要綱第4条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ 財務諸表に対する注記、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」において、既に除却している固定資産が什器備品の取得価額及び減価償却累計額に計上されていたため、適正な事務処理を行うべきである。

エ 貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後 1 年以内に支払期限が到来するリース債務を、流動負債へ計上していなかったため、リース取引に関する会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

オ 物品の管理において、前回の指摘にもかかわらず、備品台帳への記載誤り（設置・保管場所等）、備品台帳からの削除漏れ、備品票の貼付漏れが見受けられたため、公益社団法人さいたま観光国際協会会計規則（以下「会計規則」という。）第 24 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

カ 嘱託職員の手当において、規定されていない勤勉手当を支給していたため、公益社団法人さいたま観光国際協会嘱託職員就業内規に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

キ 退職給付引当金において、正味財産増減計算書内訳表の収益事業等会計に退職給付費用を計上しているにもかかわらず、貸借対照表内訳表の収益事業等会計に退職給付引当金を計上していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

ク 未収金において、長期にわたり回収できていない債権が確認されたため、適正な事務処理を行うべきである。

ケ 預り金において、長期にわたり解消されていない預り金が確認されたため、適正な事務処理を行うべきである。

コ 契約事務において、100 万円を超える委託業務の予定価格の決定に係る専決権者は常務理事であるところを事務局長が決定していたため、公益社団法人さいたま観光国際協会事務分掌、職制、職務及び権限に関する規則第 9 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

### (3) 意見

#### ア 固定資産及び物品の管理の在り方について

固定資産については、会計規則第 20 条において、「専務理事は、固定資産を総括管理しなければならない。」と定められているが、会計規則や内規等も含めて、具体的な管理手順は定められていない。財務諸表に対する注記の記載誤りは、除却済の固定資産を計上していたことが原因で発生したものである。

会計規則に固定資産の具体的な管理手順を定めるなど、固定資産の適正な管理について検討されたい。

物品については、会計規則第 24 条において、物品の管理について定めがあるにもかかわらず、前回の監査と同様の事務処理誤りが見受けられた。管理方

法の改善、周知徹底を図るなど、物品の適正な管理を徹底されたい。

#### イ 内部統制体制の整備と運用について

今回の監査において、書類の記載誤りや事務処理誤りなど、不適切な事項が見受けられた。規則等の確認不足や具体的な処理手順が定まっていないこと、内部でのチェック体制が整備されていないことなどが原因として考えられる。

事務処理誤りの未然防止、再発防止の観点から、これまでの方法の改善を図り、規則等の見直し、マニュアルやチェックリストの作成、内部監査による業務執行状況の確認など、内部統制体制の整備と運用について、組織的に取り組まれない。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。